

平成18年（2006年）第3回広島市議会定例会提出案件

予算案	条例案	その他の議案	専決処分承認案	計	報・告
3件	14件	10件	2件	29件	5件

1 予 算 案

- (1) 平成18年度広島市一般会計補正予算（第1号）
- (2) 平成18年度広島市水道事業会計補正予算（第1号）
- (3) 平成18年度広島市下水道事業会計補正予算（第1号）

2 条 例 案

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の公務災害等の休業補償に関する条例の一部改正について（企画総務局）

地方公務員災害補償法の改正に準じて改正するもの

（主な改正内容）

- 1 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

補償の対象となる通勤の範囲の拡大

施行期日 公布の日

罰金の上限額の引上げ

施行期日 公布の日から起算して
20日を経過した日

2 職員の公務災害等の休業補償に関する条例

罰金の上限額の引上げ

施行期日 公布の日から起算して
20日を経過した日

(2) 広島市市税条例の一部改正について (財政局)

地方税法の改正によるもの

(主な改正内容)

個人の市民税

1 税率構造の改正

平成19年度分から、所得割の税率を一律6%とする。

現 行		改 正	
課税所得	税率	課税所得	税率
200万円以下の金額	3%	一律	6%
200万円を超え700万円以下	8%		
700万円超	10%		

施行期日 平成19年4月1日

2 定率減税の廃止

平成19年度分から定率減税を廃止する。

施行期日 平成19年4月1日

3 地震保険料控除の創設

平成20年度分から損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を創設する。

現行（損害保険料控除）	改正（地震保険料控除）
控除額＝短期損害保険料額＋長期損害保険料額（上限1万円）	控除額＝支払地震保険料額の1/2（上限2万5,000円）

施行期日 平成20年1月1日

(3) 広島市都市計画関係手数料条例の一部改正について (都市整備局)

宅地造成等規制法の改正によるもの

宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査手数料を設定するもの

(例) 変更に係る部分の切土又は盛土をする土地の面積が500㎡以下の場合

1件につき12,000円

施行期日 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行日

(4) 広島市老人医療費補助条例等の
一部改正について (社会局)

(主な改正内容)

国民健康保険法の改正に準じるもの

本市の区域外の共同生活介護を行う施設へ入所等したことにより他の市町村に住所を有するに至った者を補助の対象に加えるもの

施行期日 平成18年10月1日

(5) 広島市湯来福祉会館条例の一部
改正について (社会局)

障害者自立支援法の施行に伴い実施事業の
位置付けを変更するもの

現 行	改 正
知的障害者デイサービスを提供する事業	地域活動支援センターとして創作的活動の機会の提供その他の便宜を供与する事業

施行期日 平成18年10月1日

(6) 広島市遺児福祉手当支給条例の
一部改正について (社会局)

児童福祉法の改正に伴う規定の整備

施行期日 平成18年10月1日

(7) 広島市こども療育センター条例
の一部改正について (社会局)

児童福祉法の改正に伴い障害児施設の利用
が措置制度から契約制度に移行されること
によるもの

- 1 入園することができる者に、施設サ
ービスの費用についての給付決定に
係る障害児を追加する。
- 2 使用料の規定に施設サービスに係る
使用料を追加する。

施行期日 平成18年10月1日

(8) 広島市心身障害者福祉センター
条例の一部改正について
(社会局)

障害者自立支援法の施行に伴い実施事業の
位置付けを変更するもの

現 行	改 正
身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスを提供する事業	(1)生活介護及び自立訓練を提供する事業 (2)地域活動支援センターとして創作的活動の機会の提供その他の便宜を供与する事業

施行期日 平成18年10月1日

- (9) 広島市障害者デイサービスセンター条例の一部改正について (社会局) 障害者自立支援法の施行に伴い実施事業の位置付けを変更するもの

現 行	改 正
身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスを提供する事業	(1)生活介護及び自立訓練を提供する事業 (2)地域活動支援センターとして創作的活動の機会の提供その他の便宜を供与する事業

施行期日 平成18年10月1日

- (10) 広島市皆賀園条例の一部改正について (社会局) 障害者自立支援法の施行に伴う規定の整備

施行期日 平成18年10月1日

- (11) 広島市市営住宅等条例の一部改正について (都市整備局) 市営住宅の廃止

名 称	位 置
矢野田丸住宅	安芸区矢野東一丁目

施行期日 公布の日

- (12) 広島市公民館条例の一部改正について (市民局) 段原公民館の移転によるもの

1 位置の変更

現 行	改 正
南区段原日出町26番28号	南区霞一丁目4番9号

2 使用料に係る区分変更

現 行	ホール、研修室、会議室、 実習室、和室
改 正	研修室、会議室

施行期日 平成18年8月3日

- (13) 広島市消防団員等公務災害補償
条例の一部改正について
(消防局)

障害者自立支援法の施行等に伴う規定の整備

施行期日 平成18年10月1日

- (14) 広島市非常勤消防団員に係る退職
報償金の支給に関する条例の
一部改正について (消防局)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に準じて改正するもの

非常勤消防団員に係る退職報償金の支給
額の引上げ

平均改定率 0.63%

(例) 勤務年数20年以上25年未満の場合

階 級	現 行	改 正
	円	円
分 団 長	461,000	463,000
副 分 団 長	426,000	428,000
部長及び班長	386,000	388,000

施行期日 公布の日

3 その他の議案

- (1) 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めることについて
(企画総務局)

- 1 住居表示を実施する市街地の区域

安佐南区沼田町の一部	0.31 k m ²
佐伯区五日市町の一部	0.20 k m ²

- 2 住居表示の方法 街区方式

- (2) 町及び字の区域の変更について
(企画総務局)

住居表示の実施によるもの

(安佐南区山本町字方置山)

現 在	変 更 後
<small>やまもとちょうあざほうちやま</small> 山本町字方置山の 一部	<small>やまもとしんまち</small> 山本新町三丁目

(安芸区船越町字岩瀧山)

現 在	変 更 後
<small>ふなこしちょうあざいわたきやま</small> 船越町字岩瀧山の 一部	<small>ふなこし</small> 船越四丁目

- (3) 新たに生じた土地の確認及び当該土地を町の区域に編入することについて (企画総務局) 公有水面の埋立てによるもの

位 置	面 積	編入する町の区域
佐伯区の五日市町及び五日市港三丁目のそれぞれの地先	4,898.70㎡	佐伯区五日市港三丁目
佐伯区海老園二丁目地先	1,461.26㎡	佐伯区海老園二丁目

- (4) 公の施設の指定管理者の指定について (市民局) 公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市中央勤労青少年ホーム、広島市安佐勤労青少年ホーム、広島市佐伯勤労青少年ホーム

2 指定の相手方

財団法人広島市ひと・まちネットワーク

3 指定の期間

平成18年9月1日～平成22年3月31日

- (5) 市道の路線の廃止について (道路交通局) 安佐南2区1102号線ほか4路線

- (6) 市道の路線の認定について
(道路交通局) 中1区372号線ほか44路線
- (7) 財産の取得について
(社会局) 新火葬場整備事業用地の取得
- 取得面積 3万1,735.58㎡
- 取得価格 19億3,587万380円
- 買入先 広島市沼田町伴土地区画整理
組合
- (8) 財産の取得について
(都市整備局) 寺山公園整備事業用地の取得
- 取得面積 2万2,160.66㎡
- 取得価格 1億4,909万4,210円
- 買入先 広島市土地開発公社
- (9) 財産の処分について
(都市整備局) 五日市地区都市再開発用地の一部を売り
払うもの
- 所在地 佐伯区の海老山南一丁目及び
海老山南二丁目
- 売払面積 3万2,540.78㎡
- 売払価格 28億7,600万円
- 相手方 学校法人鶴学園

(10) 山県西部消防組規約の変更について (消防局)

組合の解散に伴い事務の承継等の手続に関する事項を定めるもの。

4 専決処分承認案

(1) 広島市市税条例の一部改正について（平成18年3月31日専決処分）（財政局）

地方税法の改正によるもの

（主な改正内容）

1 個人の市民税

(1) 均等割の非課税限度額の引下げ

改正前	35万円×（本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数） + <u>22万円</u>
改正後	35万円×（本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数） + <u>21万円</u>

(2) 所得割の非課税限度額の引下げ

改正前	35万円×（本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数） + <u>35万円</u>
改正後	35万円×（本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数） + <u>32万円</u>

※下線部分は、控除対象配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合には加算しない。

施行期日 平成18年4月1日

2 固定資産税、都市計画税

(1) 住宅耐震改修に伴う減額措置の創設

減額措置の内容（地方税法規定）
昭和57年1月1日以前の建築で、耐震改修工事費30万円以上の住宅について、申告により、工事が完了した年の翌年度分から、住宅に係る税額の2分の1を減額する。

改修工事完了の時期	減額期間
平成18年から平成21年まで	3年間
平成22年から平成24年まで	2年間
平成25年から平成27年まで	1年間

- (2) 平成18年度の評価替えに伴い、負担水準に応じた負担調整措置を改正するもの

(例) 商業地等

改正前		改正後	
負担水準	負担調整措置	負担水準	負担調整措置
0.4以上0.6未満	2.5%引上げ	0.6未満	前年度課税標準額+当該年度評価額の5% (この額が、当該年度評価額の60%を上回る場合は60%相当額、20%を下回る場合は20%相当額とする。)
0.3以上0.4未満	5%引上げ		
0.2以上0.3未満	7.5%引上げ		
0.1以上0.2未満	10%引上げ		
0.1未満	15%引上げ		

$$\text{※負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度評価額}}$$

施行期日 平成18年4月1日

3 市たばこ税

税率の引上げ

現行	改正
2,977円/千本	3,298円/千本
(1,412円/千本)	(1,564円/千本)

※ () 内は、旧3級品の紙巻たばこ(しんせい等)の税率である。

施行期日 平成18年7月1日

(2) 広島市消防団員等公務災害補償
 条例の一部改正について（平成
 18年3月31日専決処分）
 （消防局）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を
 定める政令の一部改正によるもの

（主な改正内容）

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の
 補償基礎額の引下げ

平均改定率 $\Delta 1.10\%$

（例）勤務年数10年未満の場合の損害補
 償の補償基礎額

階 級	現 行	改 正
	円	円
団長及び副団長	12,470	12,400
分団長及び副分団長	10,740	10,600
部長、班長及び団員	9,000	8,800

- 2 介護補償の支給額の引下げ

平均改定率 $\Delta 0.39\%$

（例）常時介護を必要とする状態にある場
 合の支給額（1月当たり）

区 分	現 行	改 正
	円	円
最低補償額	56,950	56,710
上 限 額	104,970	104,590

施行期日 平成18年4月1日

5 報 告

(1) 繰越明許費の繰越しの報告について (社会局ほか)

一般会計、用地先行取得特別会計、農業集落排水事業特別会計、開発事業特別会計、簡易水道等事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計

(2) 予算繰越しの報告について (下水道局、水道局)

水道事業会計、下水道事業会計

(3) 専決処分の報告について (道路交通局ほか)

道路の管理瑕疵等による損害賠償額の決定

道路の管理瑕疵

31件 135万2,425円

交通事故

3件 76万3,890円

その他

1件 11万4,806円

(4) 専決処分の報告について
(都市整備局) 市営住宅に係る家賃等の長期滞納者との即
決和解

20件

(5) 法人の経営状況報告について
(企画総務局ほか) 財団法人広島平和文化センターほか18件

[追加提出予定案件]

(1) 助役の選任の同意について
(企画総務局) 任期満了によるもの

(2) 監査委員の選任の同意について
(企画総務局) 委員の退職によるもの

[参考]

(1) 人権擁護委員候補者の推薦につ
いて (市民局) 任期満了等によるもの